

特約事項（立木販売）

1. 物件の引き渡しについて

(1) 買受人が現地を確認したもので、同意が得られた場合には、物件の引き渡しを「買受人立会いによる引き渡しは行わないものとする」いわゆる「みなし引渡し」によりおこなう。この場合、物件の引渡し等は次のとおりとなる。

ア 代金の全部（売払規程第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった時、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては代金延納担保の提供及び当該違約金の納入）があった時（代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には契約締結の時）に引渡しがあったものとみなすものとする。

イ 買受人は前記（1）により、引渡しがあったものとみなした時の日付をもって引渡し領収書を森林管理署長に提出するものとする。

2. 事業計画書等の提出及び承認

(1) 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する 20 日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）と計画内容を調整の上、磐城森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。提出に際しては、下記事項（ア～カ）またその他物件ごとに必要な事項について事前に確認・手続きを行うこと。

ア 事前に該当森林官と官民界または販売区域の確認を行い、契約外立木の誤伐、また「官民境界標識」の毀損、亡失等の無いように留意する。

イ 民有地を搬出等に使用する場合、民有地の所有との交渉は、買受人が行うこと。

ウ 保安林の制限のある買受物件区域内外において森林作業道、集材路及び土場を作設又は利用する場合は、土地の形質変更について、買受人において当署への保安林内作業行為許可同意書の交付申請の提出、ならびに県知事への申請を必ず実施すること。立木の伐採については、買受物件区域外において、同様に所定の申請を実施すること。

エ 国有林内既設森林作業道、集材路及び土場の使用及び新規作設を行う場合は無料利用承認を受けること。契約区域外の利用については、承認が必要となるため、該当森林官等と内容の調整を行い、無料利用請書を磐城森林管理署長へ提出し、承認を受けること。なお契約区域内については無料利用承認申請を省略できるが、必要に応じて申請箇所にも含めることも可能とする。

オ 契約区域外の立木伐採により発生する搬出支障木については、別途売買契約手続きを行うものとし、該当する場合は余裕をもって森林官等に申告する

こと。引渡しについては1.(1)によるものとし、着手前に金融機関の領収印のある納入告知書の写し（分収林契約箇所については、民収分の代金振込証書の写しも含む）を提出すること。なお売払いは1回を原則とする。

カ 搬出支障木数量については、販売物件材積の5%を超えないよう、伐採を必要最小限にとどめるように事業計画段階で検討し、森林官の数量調査を受けること。なお、契約数量は森林官による調査数量とする。

- (2) 事業計画書には、森林作業道、集材路及び土場を含む路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものとする。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
- (3) 買受人は（1）で承認を受けた森林作業道、集材路及び土場の路網計画を変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、磐城森林管理署長等に提出し、その承認を受けること。
- (4) 買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、磐城森林管理署長等の承認を受けた後に着手することができる。
- (5) 提出していただいた計画書については労働安全衛生の確保に資するため、関係労働基準監督署に情報提供することについて了承されたい。

3. 伐採・搬出、森林作業道等作設に関する事項

- (1) 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。ただし、指針3の（1）及び（5）は適用しない。
- (2) 買受人は、森林作業道、集材路及び土場を作設する場合は、以下の項目を遵守し施工すること。

ア 路網

(ア) 配置

- a. 路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - (a) 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - (b) 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - (c) 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - (d) 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - (e) S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

(イ) 幅員

- a. 幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

(ウ) 勾配・排水

- a. 縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。
- b. 横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。森林作業道の場合は必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工を実施する。
- c. 特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。
- d. 排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。
 - (a) カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
 - (b) 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

イ 施工

(ア) 切土

- a. 切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。
- b. 切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

(イ) 盛土

- a. 盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm 程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。
- b. なお、森林作業道で緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。
- c. 盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、

1割2分程度とする。

- d. ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせる。森林作業道の場合は構造物の設置も検討する。
- e. 盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

(ウ) 簡易構造物等

路網に構造物を設置する場合は森林作業道として作設する。構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

(エ) 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(オ) 表土、根株の扱い（森林作業道の場合のみ）

- a. 根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。
- b. 根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。
- c. 事業終了時、事業時に設置した横断排水施設等を再度確認し、洗堀や土砂の流出を防ぐため補修や追加の排水処理を行う。

ウ 周辺環境への配慮

- (ア) 集材路、土場は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しないこと。
- (イ) 事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、森林官に報告し、指示を受けること。
- (ウ) 集材路・土場にも横断溝等の排水処置を適切に行い、降雨時に泥水等が直接沢や林道公道等に流出しないようにする。洗い越し等の沢付近での作業は下流への影響が少なくないため、荒天前後などは特に留意すること。
- (エ) 択伐・間伐など、森林の一部の立木を伐採するに際し、契約対象外の立木の保護その他当該森林の保護に努めること。

(オ) 買受人は、労働安全衛生、山林火災及び、天候の急変等に十分注意し、作業を実施することとし、万一、労働災害等が発生した場合は、該当森林官等もしくは、森林管理署へ連絡すること。また、狩猟期間中及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板等を事業地の入り口等の分かりやすい箇所に提示すること。

(カ) 末木枝条、残材、根株等を沢の付近や土場周辺に放置しないこと。

(3) 搬出作業完了時には、該当森林官等へ搬出済の旨連絡し、森林官等による跡地検査を受けること。また、その他作業完了時の手続についても、森林官等の指示を受けること。

4. 林野火災の防止について

(1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。

ア 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。

イ 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。

ウ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。

エ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。

オ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

(2) 買受人は、(1)の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

5. 磐城森林管理署長等は、3(1)、(2)の不遵守や、2(1)及び(3)において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は磐城森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講ずること。

(1) その他

ア ライフラインを含む重要保全対象について損害を与えた場合は、買受人が当該管理者と協議のうえ買受人の負担で補償、復元するものとする。

- イ 買受けた物件については、全て伐倒及び搬出すること。特別な理由により立木を残す場合は、あらかじめ森林官等と協議すること。
- ウ **本**物件は宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下、「盛土規制法」という。）第 26 条に規定する特定盛土等規制区域に該当する。集材路（森林作業道を含む）、土場等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行う場合は、買受人が工事主として県知事等への許可申請または届出を行うこと。
- エ 本特約事項に指定していないものについては、「主伐時における伐採・搬出指針」及び「森林作業道作設指針」によることを基本とする。
- 「主伐時における伐採・搬出指針」及び「森林作業道作設指針」については、下記リンクから参照されたい。

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212_rintihozen.html